

札幌市森林経営管理制度運用指針

令和5年(2023年)10月12日
みどりの管理担当部長決裁
令和8年(2026年)4月10日
最終改定

1 本運用指針の位置づけ

- (1) 本運用指針は、札幌市森づくり基本方針に基づき、森林経営管理制度について効率的に森林整備を進めるために定める。
- (2) 本運用指針に示す以外の基本的な事項は、森林経営管理制度に係る事務の手引(林野庁)を参考にするものとする。

2 私有林における森林経営管理制度の活用

- (1) 私有林整備においては、森林経営計画制度による整備を優先する。一方で、札幌市は小面積の森林所有者が多い等の理由で森林経営計画の促進が難しい状況であることから、森林経営管理制度の活用を中心に進めていく。

3 森林経営管理制度の目的と森林の将来像

- (1) 森林経営管理制度は、公益的機能が発揮できていない間伐遅れ等の人工林を対象に、公益的機能を発揮させるための目的で活用することを基本とする。この場合の森林の将来像は、札幌市森づくり基本方針における「天然林へ移行段階の森林」とし、さらに先の将来は「保全された天然林」を目指すこととなる。
 - ※ 道路や電線等の重要インフラ周辺において倒木を防止する目的で実施する森林整備や、里山的利用を目的とした森林整備等、別の目的であっても必要性の高い整備については、森林経営管理制度を活用することを妨げない。
- (2) 森林所有者が収入を優先する場合は、森林経営計画等による整備を促すものとし、森林経営管理制度は活用しないことを基本とする。

4 森林経営管理制度の対象外

- (1) 森林経営管理制度の対象外とする森林は基本的に以下の通りとする。
 - ア 天然林等
 - ・天然林
 - ※ 里山的利用を目的とした森林整備などにおいて、人工林の周囲にある天然林についても、森林整備の対象とすることができる。
 - ・天然林へ移行段階の森林
 - ※ 多くの場合、針葉樹人工林の中に天然更新によって生育した広葉樹が混在する状態になることから、本運用指針においては、この状態を「針広混交林」と表す。
 - イ 適切に経営管理されている人工林
 - ・森林経営計画等によって適切に経営管理がなされていると判断できる人工林
 - ・直近10年以内に森林整備が行われている等、適切な間隔で施業履歴がある人工林
 - ウ 札幌市に対し森林整備を委託する意思が示されていない人工林
 - ・意向調査において「自ら管理する」「民間事業者へ直接委託する」等の意思が示されている人工林
 - エ 経過観察林(※「5 経過観察林の指定」)
 - オ エリア管理林(※「6 エリア管理林の指定」)

5 経過観察林の指定

- (1) 既に針広混交林化が進んでいるなど、必要最低限の公益的機能が発揮されている(可能

性がある)人工林は、経過を観察する森林(経過観察林)に指定できる。

- (2) 経過観察林に指定後、必要最低限の公益的機能が発揮されなくなった場合は、経過観察林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。
- (3) 経過観察林の指定は、基本的に以下の通り行うものとする。
 - ア 札幌市職員(雇用している地域林政アドバイザー含む)3名以上が現地で調査を行う。必要に応じて、コンサルタント等の外部委託等により意見を収集することも可能とする。
 - イ 調査では、調査員が森林の状態を個別に採点し、その平均値をもとに評価を行う。この結果「必要最低限の公益的機能が発揮されている(可能性がある)」と判断された森林は、「経過観察林」として指定することができる(一次評価)。
 - ウ 一次評価において札幌市職員等だけで判断できなかった森林については、札幌市森林整備計画実行管理推進チーム会議を活用して、同様の手法で評価を行うこととする(二次評価)。
- (4) 前項の一次評価の結果については、毎年、その概要を札幌市森林整備計画実行管理推進チーム会議での報告・意見交換を行い、指定手法の検証・改善に努めるものとする。

6 エリア管理林の指定

- (1) 面積が極めて小さい筆や、森林整備が難しい急傾斜地等の人工林は、全てを森林整備の対象とはせず、その周囲の森林の公益的機能に期待しエリア全体で最低限の公益的機能を確保する。さらに、当該人工林は周囲の森林の影響によって針広混交林化の促進が期待されることから経過を観察することとし、エリアでの機能の確保を前提に管理する森林(エリア管理林)に指定できる。
- (2) エリア管理林に指定後、エリア全体で最低限の森林の公益的機能が確保されていないと判断された場合は、エリア管理林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。

7 森林の境界

- (1) 公図の境界を用いることを基本とする。
- (2) 公図の境界に対し、現場の状況等が著しく異なる場合はこの限りではない。この場合、境界の手がかりから森林所有者間の確認によって施業界を設定する。
※ 境界の手がかりについては、針葉樹人工林であっても広葉樹の旺盛な成長等によって現場の林分による判定が困難な場合があること、現状有姿分譲地等のように植栽以降に地形によらず区割りされている地域があること等に留意する。

8 森林整備

- (1) 整備の手法や間伐率等は、札幌市が設定することを基本とする。
- (2) ゼロカーボンや炭素固定の観点から、間伐材等はできる限り搬出する計画とする。

9 経営管理実施権配分計画(以下、配分計画)の策定

- (1) 集積計画を策定した後は、基本的に民間事業者への再委託(配分計画の策定)を検討する。再委託が困難な場合に、札幌市が自ら経営管理(札幌市森林経営管理事業)する。
※ 切り捨て間伐が想定される場合等、あらかじめ再委託が適切ではないと判断される場合は、当初より札幌市森林経営管理事業を選択する。
- (2) 民間事業者への再委託は長期間となることから、民間事業者が意欲をもって森林整備を実施でき、また経営リスクが低減されるような配分計画となるよう検討する。
- (3) 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者は、選定委員会において選定する。
- (4) 民間事業者の選定は、案件における森林や事業の特殊性によって標準タイプと特殊タイプに分け、標準タイプでは民間事業者選定要領等を統一して効率的に実施する。

※ 森林整備の難易度が高い、里山林整備など森林機能の発揮以外の目的があるケースなどを「特殊タイプ」とする。それ以外の、審査項目の設定等を機械的に判断可能なものを「標準タイプ」とする。

- (5) 選定委員会は札幌市における配分計画の実績の認定を行う。過去5年の札幌市における配分計画におけるトラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等の実績については、民間事業者の選定における評価要素とする。その他の実績については、評価要素に反映することができる。
- (6) 集積計画終了後は、必要に応じて民間事業者と森林所有者の直接契約を締結するよう促す。

10 森林所有者への利益還元

- (1) 森林経営管理制度は森林の公益的機能を発揮させるための目的で活用する制度であることから、集積計画や配分計画、民間事業者選定において森林所有者の収入の確保等を考慮せず、適切な森林整備を完遂できることを優先とする考えを基本とする。

※ 収入が多く見込めるような森林の場合は、森林経営計画による整備を促進する。

- (2) 複数の筆を一団の森林整備として配分計画を策定する場合は、一団全体の利益を公図の面積によって按分し、各森林所有者へ還元することを基本とする。

※ 筆ごと樹種等の違いがあり売払い単価が異なる場合でも、木材を搬出するための森林作業道作設等の共有の必要経費があることや、また森林所有者ごとに木材を売り分けることは民間事業者の負担増(必要経費の増大による利益減)となる等を考慮し、面積按分とする。

- (3) 札幌市森林経営管理事業の場合は、林産物売払いによる歳入が森林整備業務等の歳出を上回った場合においても、森林所有者への利益還元は行わない。この時、森林所有者が希望する場合、間伐した木材の一部を、札幌市が進める森林や木材利用の普及啓発事業や緑化事業等に活用することができるものとする。

11 その他

- (1) 本運用指針は、令和5年(2023年)10月12日を適用日とする。ただし、適用日より前に策定した集積計画には適用しない。